

証券コード 3498
2023年11月9日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役社長 河本 幸士郎

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://kasumigaseki.co.jp/ir/stock/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（霞ヶ関キャピタル）又は証券コード（3498）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年11月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信でもご覧いただけます。ご視聴方法は、5ページに記載の「株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. **日 時** 2023年11月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. **場 所** 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館 37階 霞山会館 霞山の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項
 1. 第12期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
- 第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容改定の件
- 第8号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以上

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトに掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年11月29日（水曜日） 午前10時（受付開始:午前9時30分）</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年11月28日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年11月28日（火曜日） 午後5時30分到着分まで</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

○ ○ ○ ○ ○ ○

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

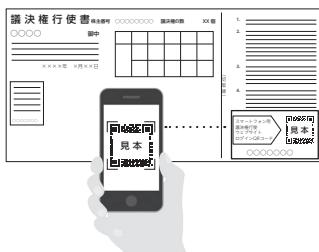
- ・インターネット及び書面（郵送）により、重複して議決権行使をされた場合には、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合には、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

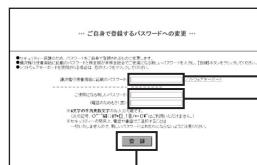
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

◎機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

＜株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内＞

本株主総会につきましては、株主の皆様がご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。また、本株主総会の目的事項に関しまして、インターネットにより事前にご質問をお受けいたします。ライブ配信及び事前質問をご利用いただく場合には、以下のご案内をご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. ライブ配信日時

2023年11月29日（水曜日）午前10時から本株主総会終了時まで
（同日午前9時30分頃よりアクセス可能です。）

2. 当日の視聴方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/kasumigaseki-12>



＜必要事項＞株主番号、郵便番号、保有株式数

- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 議決権行使書用紙に記載の「株主番号（9桁）」、「郵便番号（7桁）」及び「保有株式数」を画面表示に従ってご入力の上、ログインしてください（書面により議決権を行使される場合には、議決権行使書ご返送の前に「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。）。

【ライブ配信の視聴方法、視聴不具合等に関するお問い合わせ窓口（バーチャル株主総会Sharely）】
コインチェック株式会社
電話番号：03-6416-5286
受付日時：2023年11月29日（水曜日）午前9時から株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

接続先：https://web.sharely.app/e/kasumigaseki-12/pre_question



<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数

- ① 以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、上記のURLをご入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、事前質問ページにアクセスしてください。
- ② 「2. 当日の視聴方法」と同様の手順でログインしてください。
- ③ 対象となる本株主総会の目的事項をご選択のうえ、質問内容欄にご質問を150文字以内でご入力ください。

【事前質問受付期間】

2023年11月9日（木曜日）午前9時30分～2023年11月19日（日曜日）午後5時30分

※株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。すべてのご質問にお答えすることをお約束するものではなく、また、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

4. ご留意事項

- ◎ライブ配信ではご質問、議決権行使等を承ることはできません。議決権につきましては、インターネット又は書面により事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害並びに配信のタイムラグ等が発生する場合がございます。これら通信障害により株主様が被った不利益について、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ◎ライブ配信当日、株主様の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートいたしかねますので、予めご了承ください。
- ◎ご視聴いただく際の接続料金及び通信用料等は株主様のご負担となります。
- ◎映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。
- ◎当日は、ご出席の株主様のプライバシー保護に十分配慮し、議長及び当社役職員を中心にライブ配信させていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込む場合がございます。予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- ◎その他ご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資確保のための収益力向上を図り、財政基盤の強化に努め、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、以下のとおり1株につき60円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額 490,579,740円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社グループにおける事業活動の多角化及び今後の事業展開を見据え、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うとともに、それに伴う号数の調整を行うものであります。

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすい環境を整備することで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症拡大防止や自然災害等の大規模災害時のリスク低減にも資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条(招集)に第2項を新設するものであります。

現時点でバーチャルオンリー株主総会を実施する予定はありませんが、本議案が承認可決され本変更の効力が発生した場合には、当社の取締役会が株主総会開催の都度、株主の皆様への利益に最大限配慮しつつ、開催方法を決定いたします。取締役会における審議におきましては、株主の皆様への権利保障と安全を最優先に考え、感染症対策その他の社会的要請、ステークホルダーの皆様のご意見及び当社独立社外取締役の客観的視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

なお、本議案の上程にあたりまして、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (条文省略) 1. ～6. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>7. 有価証券の取得、保有、運用</u> <u>8. ～9. (条文省略)</u> (新設) <u>10. ～15. (条文省略)</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～6. (現行どおり) <u>7. 倉庫業、倉庫管理業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業</u> <u>8. ソフトウェアの企画、設計、開発及び運用</u> <u>9. 人材紹介及び人材派遣事業</u> <u>10. 古物営業法に基づく古物商</u> <u>11. 企業間の提携及び合併に関する仲介</u> <u>12. 有価証券の取得、保有、運用、投資及び売買</u> <u>13. ～14. (現行どおり)</u> <u>15. 投資運用業</u> <u>16. ～21. (現行どおり)</u></p>
<p>(招集) 第12条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(招集) 第12条 (現行どおり) <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（年齢）	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況
1	お 川 ひろ ゆき 小 潤 之（満46歳） <input type="checkbox"/> 再任	取締役会長	100% (23/23回)
2	こう もと こう しろ 河 本 幸士郎（満49歳） <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長	100% (23/23回)
3	すぎ もと りょう 杉 本 亮（満44歳） <input type="checkbox"/> 再任	取締役副社長 ロジスティクス事業本部長 (不動産開発事業本部・REIT準備室管掌)	96% (22/23回)
4	ひろ せ かず なり 廣 瀬 一 成（満49歳） <input type="checkbox"/> 再任	取締役 管理本部長 (財務本部管掌)	100% (23/23回)
5	お がた ひで かず 緒 方 秀 和（満43歳） <input type="checkbox"/> 再任	取締役 Hospitality and Culture 本部長	96% (22/23回)
6	もり かず お 森 一 雄（満70歳） <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	100% (23/23回)
7	はら まさ ひこ 原 雅 彦（満67歳） <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	100% (23/23回)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1 再任	おがわ ひろゆき 小川潤之 (1977年8月9日)	2001年11月 三井不動産販売株式会社（現三井不動産リアルティ株式会社） 入社 2005年3月 グローバンス株式会社 入社 2006年10月 クレディ・スイス・プリンシパルインベストメンツ 入社 2007年5月 ファンド・ディレクション株式会社 代表取締役 2012年10月 合同会社フォルテ（現当社） 入社 2015年8月 当社 最高財務責任者 2016年4月 当社 取締役最高財務責任者 2018年4月 当社 取締役最高執行責任者 2019年4月 当社 取締役会長（現任）	2,520,080株
2 再任	こうもと こうしろう 河本幸士郎 (1973年11月24日)	1999年4月 明豊ファシリティワークス株式会社 入社 2001年4月 株式会社リアルワークス 入社 2003年6月 グローバンス株式会社 入社 2006年11月 グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド 入社 2014年12月 合同会社フォルテ（現当社） 入社 2015年8月 当社 代表取締役社長（現任）	845,600株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
3 再任	すぎ もと りょう 杉 本 亮 (1978年12月6日)	<p>2002年4月 ソニーマーケティング株式会社 入社 2007年10月 三菱地所投資顧問株式会社 入社 2017年9月 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 入社 2020年6月 当社 入社 執行役員物流事業部長 2020年8月 当社 執行役員物流事業本部長兼物流事業部長 2020年11月 当社 取締役執行役員物流事業本部長兼物流事業部長 2021年10月 ロジフラッグ・デベロップメント株式会社 代表取締役社長 (現任) 2021年11月 当社 取締役物流事業本部長兼物流事業部長兼用地開発第1事業部長 2022年4月 当社 取締役物流事業本部長兼物流事業部長兼事業企画部長 2022年11月 当社 取締役物流事業本部長兼事業企画第2事業部長 2022年12月 当社 取締役副社長兼物流事業本部長 2023年9月 当社 取締役副社長兼ロジスティクス事業本部長 (不動産開発事業本部・REIT準備室管掌) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ロジフラッグ・デベロップメント株式会社 代表取締役社長</p>	11,400株
4 再任	ひろ せ かず なり 廣 瀬 一 成 (1974年8月24日)	<p>1997年4月 和光証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 入社 2005年10月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2008年1月 株式会社新生銀行 (現株式会社SBI新生銀行) 入行 2009年7月 SMBCフレンド証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 入社 2016年3月 当社入社 経営企画室長 2016年4月 当社 取締役最高管理責任者 2018年4月 当社 取締役最高財務責任者 2019年4月 当社 取締役管理本部長兼経理部長 2020年10月 当社 取締役経営企画本部長 2022年11月 当社 取締役管理本部長 2023年9月 当社 取締役管理本部長(財務本部管掌)(現任)</p>	104,200株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
5 再任	お が た ひ で かず 緒 方 秀 和 (1980年8月28日)	<p>2003年4月 株式会社ゼファー 入社 2005年8月 グローバンス株式会社 入社 2006年12月 PAGインベストメント・マネジメント株式会社 入社 2017年9月 当社 入社 執行役員投資事業部長 2018年4月 当社 取締役執行役員最高投資責任者 2019年4月 当社 取締役執行役員投資事業本部長 2019年9月 霞ヶ関パートナーズ株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年10月 当社 取締役執行役員投資運用本部長 2021年3月 KC Technologies株式会社 代表取締役社長 2021年11月 当社 取締役投資運用本部長 2023年2月 合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト 職務執行者 (現任) 2023年3月 メゾンドツーリズム京都株式会社 代表取締役社長 (現任) 2023年9月 当社 取締役 Hospitality and Culture 本部長 (現任) 2023年9月 合同会社宮古伊良部島ホテルプロジェクト 職務執行者(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 霞ヶ関パートナーズ株式会社 代表取締役社長 合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト 職務執行者 メゾンドツーリズム京都株式会社 代表取締役社長 合同会社宮古伊良部島ホテルプロジェクト 職務執行者</p>	49,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
<p>6</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>もり かず お 森 一 雄 (1952年12月11日)</p>	<p>1977年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>1991年4月 同行 ベルリン駐在員事務所首席駐在員</p> <p>1994年10月 ドイツ興銀 出向 取締役 営業統括</p> <p>1997年6月 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向</p> <p>1999年9月 同社 シンジケーション部長</p> <p>2000年8月 同社 市場開発部長</p> <p>2001年5月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向 資本市場本部 部長</p> <p>2002年5月 同社 入社 インベストメントバンキング4部長</p> <p>2004年4月 同社 インベストメントバンキング1部長</p> <p>2006年4月 同社 執行役員 企業金融5部長</p> <p>2008年6月 同社 執行役員M&Aアドバイザー一部門担当</p> <p>2009年5月 みずほ証券株式会社 執行役員 グローバル投資銀行部門 M&A関連担当</p> <p>2010年4月 日本証券テクノロジー株式会社 入社 常務執行役員</p> <p>2011年4月 同社 取締役</p> <p>2013年5月 同社 シニアフェロー</p> <p>2014年2月 株式会社リガク 入社 社長室 理事</p> <p>2015年4月 森総合事務所 代表（現任）</p> <p>2017年11月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2023年6月 株式会社ナビック 社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社ナビック 社外監査役</p>	<p>—</p>

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
<p>7</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>はら まさ ひこ 原 雅 彦 (1956年6月16日)</p>	<p>1979年4月 大蔵省(現 財務省) 銀行局調査課</p> <p>1984年7月 西尾税務署長</p> <p>1995年7月 大蔵省大臣官房企画官</p> <p>1996年7月 同省 大臣官房文書課広報室長</p> <p>1997年7月 同省 主計局主計企画官</p> <p>1998年7月 同省 主計局給与課長</p> <p>1999年7月 同省 主計局主計官</p> <p>2001年7月 財務省関税局業務課長</p> <p>2002年7月 同省 関税局関税課長</p> <p>2005年7月 同省 関税局総務課長</p> <p>2006年8月 内閣官房行政改革推進室審議官兼行政改革推進本部事務局審議官</p> <p>2008年7月 財務省大臣官房審議官</p> <p>2010年7月 大阪税関長</p> <p>2011年6月 株式会社日本政策金融公庫 常務取締役</p> <p>2012年4月 株式会社国際協力銀行 執行役員</p> <p>2013年9月 オリックス銀行株式会社 顧問</p> <p>2013年10月 同行 取締役兼執行役員副社長</p> <p>2021年6月 同行 顧問</p> <p>2021年11月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2021年12月 株式会社Robot Home 顧問</p> <p>2022年3月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社Robot Home 社外取締役(監査等委員)</p>	<p>—</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森一雄氏及び原雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森一雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。同氏は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な知識・経験を有しております。独立した客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関する的確な助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするのであります。

4. 原雅彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
同氏は、財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経験も有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、森一雄氏及び原雅彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
両氏が選任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 森一雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
7. 原雅彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、森一雄氏及び原雅彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、森一雄氏及び原雅彦氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名のうち、佐々木敏夫氏、戸田千史氏、青山大樹氏及び福原あゆみ氏の4名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	さ さ き と し お 佐々木 敏 夫 (満75歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役 (常勤監査等委員)	100% (23/23回)	100% (14/14回)
2	と だ ち ぶ み 戸 田 千 史 (満73歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役 (監査等委員)	100% (23/23回)	100% (14/14回)
3	あ お や ま ひ ろ き 青 山 大 樹 (満45歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	社外取締役 (監査等委員)	100% (23/23回)	100% (14/14回)
4	ふ く は ら あ ゆ み 福 原 あ ゆ み (満39歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	社外取締役 (監査等委員)	100% (23/23回)	100% (14/14回)

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px;">独立</div>	<p style="text-align: center;">さ さ き と し お 佐々木 敏夫 (1948年4月19日)</p>	<p>1972年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1983年3月 石油公団 出向 1987年6月 株式会社日本興業銀行 札幌支店 審査役 1995年3月 同行 業務部 参事役 1996年3月 同行 融資第二部 参事役 1998年5月 株式会社マイカル北海道(現イオン北海道株式会社) 派遣 経営企画室 2000年6月 同社 入社 取締役経営企画室長 2007年3月 株式会社アクティオ 入社 2009年7月 株式会社エマルシェ 入社 取締役社長室長 2010年4月 同社 代表取締役社長 2016年4月 当社 社外常勤監査役 2021年11月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任)</p>	-
<p style="text-align: center;">2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px;">独立</div>	<p style="text-align: center;">と だ ち ふ み 戸田 千史 (1950年5月26日)</p>	<p>1974年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1996年6月 同行 証券営業部副部長 1998年2月 同行 難波支店長 2000年9月 株式会社みずほホールディングス(現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 個人業務部長 2002年6月 興和不動産株式会社(現日鉄興和不動産株式会社) 総務本部関係会社室長 2004年7月 同社 執行役員ビル事業本部営業統括部長 2009年3月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2014年3月 品川インターシティマネジメント株式会社 代表取締役社長 2021年11月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3 再任 社外	あお やま ひろ き 青山大樹 (1978年9月13日)	2002年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2002年10月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所） 入所 2007年9月 Debevoise & Plimpton法律事務所（ニューヨーク市） 出向 2008年9月 森・濱田松本法律事務所 復職 2011年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー（現任） 2021年11月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 森・濱田松本法律事務所 パートナー	—
4 再任 社外	ふく はら あゆみ 福原あゆみ (1984年1月4日)	2007年9月 検察官 任官 2013年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2013年4月 伊藤見富法律事務所（現モリソン・フォースター法律事務所） 入所 2014年5月 大江橋法律事務所 入所 2016年2月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2021年11月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年1月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー（現任） (重要な兼職の状況) 長島・大野・常松法律事務所 パートナー	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者全員は社外取締役候補者です。
3. 佐々木敏夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。同氏は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な実務経験と豊富な知識を有しております。引き続き、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待し、選任をお願いするものであります。
4. 戸田千史氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。同氏は、経営者としての豊富な経験と金融業界及び不動産業界における幅広い見識を有しており、引き続き、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコー

- ポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると期待し、選任をお願いするものであります。
5. 青山大樹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としてファイナンス関連業務や不動産関連業務を基軸とし、国内・国際契約交渉など、企業法務全般の専門的な知見と豊富な経験を有しており、引き続き、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映していただけることを期待し、選任をお願いするものであります。
 6. 福原あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、法務省・検察庁での経験をバックグラウンドに、企業の危機管理・争訟を主たる業務分野として、危機管理案件の経験も豊富に有しており、引き続き、監査・監督の観点はもとより多様性も含めた有意義な意見具申を期待し、選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、佐々木敏夫氏及び戸田千史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認可決された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
 8. 各候補者全員は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役（監査等委員）としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
 9. 当社は、戸田千史氏、青山大樹氏及び福原あゆみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任が承認可決された場合には、当社は引き続き各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 10. 当社は、取締役（監査等委員）が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等については、2021年11月29日開催の第10期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役は50,000千円以内）とご承認いただいておりますが、今般、取締役の報酬等の額を年額1,000,000千円以内（うち社外取締役は100,000千円以内）と改定することにつきご承認をお願いするものであります。この報酬等については、従来どおり、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとし、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたします。

本議案は、当社の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更等を背景とした経営環境の変化に伴う取締役の職責の拡大に加え、昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮いたしまして、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において本総会への上程を決定したものであります。

現在の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は本招集ご通知44ページに記載のとおりであります。本議案、第6号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合には、本招集ご通知29ページに記載のとおり改定することを予定しております。本議案は、取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を改定する議案であるところ、改定後の当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、引き続き、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、2021年11月29日開催の第10期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額50,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社普通株式の総数を年16千株以内とすることについてご承認をいただいております。今般、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気を一層向上させるとともに、中期経営計画に掲げる業績目標達成へのコミットメントを更に高めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額を年額200,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社普通株式の総数を年50千株以内に変更することにつきご承認をお願いするものであります。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。本議案にかかる報酬枠は、従来どおり、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定することとし、また、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容改定の件」でご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、当社の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更等を背景とした経営環境の変化に伴う対象取締役の職責の拡大、昨今の経済情勢や当社の株価水準等の諸般の事情を考慮いたしまして、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において本総会への上程を決定したものであります。

現在の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は本招集ご通知44ページに記載のとおりであります。本議案、第5号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合には、本招集ご通知29ページに記載のとおり改定することを予定しております。本議案は、取締役に対して付与する譲渡制限付株式に関する報酬枠を決定する議案であるところ、改定後の当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

現在の対象取締役の員数は5名であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、引き続き、対象取締役の員数は5名となります。

なお、上記の改定点を除いて変更はございませんが、譲渡制限付株式の割当てに当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」とい

ます。)を締結するものいたします(以下、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式を、「本割当株式」といいます。)

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当株式の払込期日より1年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社はこれを当然に無償で取得する。

その他、競業禁止義務違反や、法令、当社の内部規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合など、本割当契約に定めた無償取得事由に該当する場合には、本割当株式を当社は当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容改定の件

当社は、2021年11月29日開催の第10期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対するストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額450,000千円以内とし、ストック・オプションとして発行する新株予約権の数の1年間の上限を3,000個とすることについてご承認をいただいております。今般、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気を一層向上させるとともに、中期経営計画に掲げる業績目標達成へのコミットメントを更に高めることを目的として、対象取締役に対してストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額1,000,000千円以内とし、ストック・オプションとして発行する新株予約権の数の1年間の上限を5,000個に変更することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案にかかる報酬枠は、従来どおり、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件」でご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

対象取締役に付与するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等の額は、新株予約権の割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

本議案は、当社の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更等を背景とした経営環境の変化に伴う対象取締役の職責の拡大、昨今の経済情勢や当社の株価水準等の諸般の事情を考慮いたしまして、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において本総会への上程を決定したものであります。

現在の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は本招集ご通知44ページに記載のとおりであります。本議案、第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決された場合には、本招集ご通知29ページに記載のとおり改定することを予定しております。本議案は、取締役に對してストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬枠を改定する議案であるところ、改定後の当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

現在の対象取締役の員数は5名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、引き続き、対象取締役の員数は5名となります。

上記の改定点を除いて変更はございませんが、改定後の対象取締役に付与するストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容は次のとおりとなります。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、5,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より新株予約権の付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会にて定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合若しくは新株予約権者が死亡した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会にて定めるものとする。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等については、2021年11月29日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内と改定することにつきご承認をお願いするものであります。この報酬等については、従来どおり、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものといたします。

本議案は、監査等委員である取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を改定する議案であるところ、当社の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更等を背景とした経営環境の変化に伴う職責の拡大に加え、昨今の経済情勢等の諸般の事情も考慮したものであり、必要かつ相当であると判断しております。

現在の監査等委員である取締役の員数は5名ですが、第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、引き続き、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

以上

【ご参考】

<取締役にご期待する専門性と経験（スキルマトリックス）>

当社は、「その課題を、価値へ。」という経営理念のもと、「成長性のある事業分野」と「社会的意義のある事業分野」にて事業を展開しております。事業展開に必要な取締役のスキルを①事業の専門性（不動産・金融）、②ESG/サステナビリティ、③財務会計、④法務/リスクマネジメントに関するものと定義し、当社の求めるスキルを持つ取締役候補者を適切に選任しております。

本株主総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は、以下のとおりであります。

氏名	事業の専門性		ESG /サステナビリティ	財務 会計	法務 /リスクマネジメント
	不動産	金融			
小川 潤之	◎	○	○	○	○
河本 幸士郎	◎	○	○	○	○
杉本 亮	◎	○	○		
廣瀬 一成		◎	○	○	○
緒方 秀和	◎	○	○		
森 一雄		◎		○	
原 雅彦		◎		○	
佐々木 敏夫		◎			○
戸田 千史	◎	○			○
青山 大樹	○	○	○		◎
福原 あゆみ			○	○	◎
宗像 雄一郎			○	◎	○

(注) 1. ○をつけたスキルの中で特に代表的なスキルに◎をつけています。

2. 上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

＜役員報酬の決定に関する基本方針＞

本株主総会において第5号議案乃至第7号議案が原案どおり承認可決された場合には、本招集ご通知44ページに記載の役員報酬の決定に関する基本方針を改定する予定であり、その概要は以下のとおりであります（下線部は変更箇所を示します。）。

1. 役員報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）別の体系とする。
2. 役員報酬は、役割・責務等に応じた月毎に支給する定額の金銭報酬（固定報酬）とし、体系別に定める。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬（株式報酬）は、譲渡制限付株式報酬（事前交付型）及びストック・オプションとする。

（固定報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、株主総会において承認された年額1,000,000千円以内（うち社外取締役は100,000千円以内。）で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。

（株式報酬）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬は、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入し、固定報酬枠とは別枠で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。

4. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、固定報酬を基本報酬とし、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える必要があると取締役会で判断した場合に、年額200,000千円以内で譲渡制限付株式報酬額及び年額1,000,000千円以内でストック・オプション報酬額の決定を取締役会で行う。

以上

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年9月1日から2023年8月31日まで）における日本経済は、日本銀行総裁交代後も金融緩和を継続していることや円安によるインバウンド需要の回復などにより、景気は持ち直し始めています。また、総務省統計局によると消費者物価指数（総合）の前年同月比は2022年4月から2023年8月まで17カ月連続で2.0%を上回って上昇しており、長らく続いたデフレから本格的に脱却してインフレを伴った中長期的な景気拡大が期待されています。

当社グループの主たる事業領域である不動産市場においては、日本銀行による10年国債金利の変動許容幅拡大があったものの国土交通省発表の不動産価格指数によると、不動産価格への影響はみられておりません。また、8月には中国恒大集団が米連邦破産法第15条の適用を申請しましたが、現在のところ当社が展開する国々には波及しておらず不動産投資に対する要求リターンへの影響は限定的とみております。むしろコロナ禍の影響を大きく受けたホテルや商業施設等のアセットは、稼働率の改善とともに投資対象としての魅力が高まっております。

このような状況の下、物流関連市場においては、通信販売・電子商取引の拡大とそれに伴う宅配取扱個数の増加を背景に倉庫面積や拠点を拡充する企業が増加すると見込まれており、自家用に加え3PL（サードパーティロジスティクス）事業者の利用拡大等を背景とした物流施設需要は引き続き高く、今後も増加すると見込まれています。当社グループでは、特に中小型・冷凍冷蔵倉庫をメインターゲットに物流施設開発を進めており、当連結会計年度においては物流施設開発用地6件を開発フェーズに移行させました。加えて、開発用地2件を新規に取得、物流施設4件が竣工するなど、順調に開発を進捗させております。

ホテル関連市場においては、国内旅行は行動制限緩和や全国旅行支援により、2022年9月から2023年7月までの日本人宿泊者数はコロナ禍前の同期間（2018年9月から2019年7月）を上回りました。他方、インバウンド需要は2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、水際対策が終了し、足元の外国人宿泊者数はコロナ禍前の2019年に比べても遜色のない数値に回復しております。このように外部環境が良化する中、11月に「FAV HOTEL 鹿児島中央」、12月に「FAV HOTEL 広島平和大通り」・「FAV TOKYO 西日暮里」、3月に「FAV TOKYO 両国」、8月に「FAV HOTEL 飛騨高山 EAST」が開業を迎えました。さらに2月にはアパートメントホテル10件を対象

とした総資産額約135億円の長期運用型ファンドを組成いたしました。本ファンド組成はホテル開発事業において、土地のソーシングから開発を経てファンド組成およびアセットマネジメント業務の受託までおこなう当社のビジネスモデルを完遂した第1号案件となります。また、ホテル開発用地4件を新規に取得、開発用地2件を開発フェーズに移行させるなどホテル開発・運営は社会経済活動正常化の潮流を受け順調に進捗している状況です。

前期より参入したヘルスケア関連施設開発事業においては、超高齢社会である日本において終末期医療や在宅看護、在宅介護の需要増加が強く見込まれており、当社の開発するホスピス住宅が最期を迎える場所として重要な役割を担っていく存在となるべく鋭意取り組んでおります。その結果として、ヘルスケア関連施設開発用地3件を新規に取得、開発用地5件を開発フェーズに移行、ヘルスケア関連施設1件を売却するなど着実に事業を推進しております。

また、ESGに関して当社はSDGsに着目した取組みをおこなっており、当連結会計年度においては物流施設とヘルスケア関連施設の開発に対して、グリーンローンおよびソーシャルローンフレームワークを策定し、本フレームワークに準じた資金調達を3件おこないました。さらに、現在アセットマネジメント業務を受託している「LOGI FLAG COLD船橋Ⅰ」および「LOGI FLAG加須Ⅰ」、「LOGI FLAG COLD横浜港北Ⅰ」の3物件でCASBEE（建築環境総合性能評価システム）においてAランクを取得しております。加えて、当社開発物流施設の環境認証取得状況により資金調達条件が変動するサステナビリティ・リンク・ファイナンスフレームワークを策定し、それに基づく資金調達を5件実施いたしました。これらは当社の環境性や社会性の評価が資金調達の多様化と安定化に結びついた実例であり、環境性や社会性が事業性の向上に寄与することの証左として引き続き本取組みを推進してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,282,535千円（前連結会計年度比79.4%増）、営業利益は4,442,703千円（前連結会計年度比107.4%増）、経常利益は4,119,308千円（前連結会計年度比137.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,050,691千円（前連結会計年度比101.4%増）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「不動産コンサルティング事業」および「自然エネルギー事業」の2つを報告しておりましたが、当連結会計年度より、「不動産コンサルティング事業」として単一の報告セグメントに変更しております。

変更理由は以下の通りです。

当社グループは、創業当初より自然エネルギー事業に取り組んでおりますが、FIT価格の下落や自社発電施設の売却などにより足元の事業規模は従前と比べて縮小傾向にございます。一方で、近年においては不動産コンサルティング事業に属するホテルや物流施設をはじめとする開発事業の拡大が顕著であり、更に前期もヘルスケア事業を新規に立ち上げるなど継続した成長を実現しております。

その結果、自然エネルギー事業の開発利益や売電収入がグループ全体の売上・利益に占める規模は相対的にも低くなってきております。そのため、引き続き自然エネルギー発電施設の開発や売電事業は継続して行うものの、社内リソースを自然エネルギー関連部門と特定し社内リソースの投入と管理を実施していくことは今後の事業展開において適切ではないと判断し、当連結会計年度において、自然エネルギー事業関連部門を、不動産コンサルティング事業関連部門に統合する組織再編を実行いたしました。

この変更により、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの販売用不動産の取得資金として、金融機関より借入金19,071,800千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区 分	第9期 (2020年8月期)	第10期 (2021年8月期)	第11期 (2022年8月期)	第12期 (2023年8月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	8,008,967	14,295,921	20,780,698	37,282,535
経常利益(千円)	180,179	1,037,185	1,732,563	4,119,308
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	134,516	793,532	1,018,434	2,050,691
1株当たり 当期純利益(円)	21.74	121.43	132.85	253.22
総資産(千円)	8,440,490	15,040,124	30,437,272	43,780,204
純資産(千円)	3,873,075	4,906,124	9,360,042	11,681,158
1株当たり純資産(円)	609.17	725.59	1,142.70	1,351.42

(注) 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2020年8月期)	第10期 (2021年8月期)	第11期 (2022年8月期)	第12期 (2023年8月期) (当事業年度)
売上高(千円)	7,307,788	14,090,053	20,289,648	33,130,247
経常利益(千円)	262,676	1,277,367	1,863,941	2,234,934
当期純利益(千円)	197,308	515,307	1,053,919	1,085,865
1株当たり 当期純利益(円)	31.89	78.86	137.48	134.08
総資産(千円)	8,486,104	12,295,313	28,146,563	38,639,187
純資産(千円)	3,936,092	4,667,205	9,121,906	10,095,701
1株当たり純資産(円)	619.12	693.97	1,123.35	1,218.26

(注) 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
霞ヶ関パートナーズ株式会社	65百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関投資顧問株式会社	10百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関アセットマネジメント株式会社	75百万円	100%	不動産コンサルティング
Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd.	6百万THB	100%	不動産コンサルティング
PT. Kasumigaseki Development Indonesia	2,501百万IDR	99.6%	不動産コンサルティング
KC Technologies株式会社	40百万円	85.0%	不動産コンサルティング
匿名組合Alpha Energy 3	349百万円	—	不動産コンサルティング
メゾンドツーリズム京都株式会社	98百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関アグリ合同会社	0.25百万円	40%	不動産コンサルティング
ロジフラッグ・デベロップメント株式会社	100百万円	66%	不動産コンサルティング
合同会社LF Solar	0.1百万円	100%	不動産コンサルティング
KC peaks合同会社	10百万円	100%	不動産コンサルティング
KC-Welfare株式会社	30百万円	100%	不動産コンサルティング
合同会社KC Healthcare 1	0.1百万円	100%	不動産コンサルティング
合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト	0.1百万円	100%	不動産コンサルティング
KASUMIGASEKI MIDDLE EAST PROJECT MANAGEMENT L.L.C	0.25百万AED	100%	不動産コンサルティング
LOGI FLAG投資事業有限責任組合	2百万円	62.8%	不動産コンサルティング

(注) 1. 霞ヶ関アセットマネジメント株式会社は、2023年1月25日付で増資を行い、資本金が増加しております。

2. 当社は、2022年10月25日付で合同会社KC Investment 1 の持分の全てを譲渡いたしました。
3. 合同会社ごっぱちは、2023年4月25日付で商号を合同会社KC Healthcare 1 に変更いたしました。
4. 当社は、2023年7月21日付でKC Technologies株式会社の株式を追加取得いたしました。また、2023年9月30日付で霞ヶ関パートナーズ株式会社を存続会社、KC Technologies株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
5. 合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト及びKASUMIGASEKI MIDDLE EAST PROJECT MANAGEMENT L.L.Cは、当連結会計年度において新たに設立しております。
6. LOGI FLAG投資事業有限責任組合は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

①不動産コンサルティング案件の開拓

不動産コンサルティング案件の開拓において今後、さらなる事業の拡大には組織だった案件ソーシングが必要であります。その課題を改善するため、経験豊富な人材の獲得を進め、また教育・研修等により人材の底上げを図ってまいります。あわせて、取引企業や金融機関等との情報交換によるネットワーク強化を図ってまいります。

②資金調達能力の向上

当社グループの不動産コンサルティング事業の発展・拡大に向けて、資金調達能力を向上させる必要があります。不動産コンサルティング事業は取扱アセットの多様化に伴い資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要です。今後当社グループが持続的な成長を達成するためには、円滑な資金調達環境を作り上げる必要があります。

そのために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や取引金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

③人材の確保と育成

当社グループがさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

④内部管理体制の強化

継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査等委員会と内部監査担当者との積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査等委員会監査の実施、社内経営陣によるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催、従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施等を通じて内部管理体制を強化してまいりたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産コンサルティング事業	不動産に関するコンサルティング、開発

(注) 当社グループの報告セグメントは、従来「不動産コンサルティング事業」及び「自然エネルギー事業」の2つを報告しておりましたが、当連結会計年度より「不動産コンサルティング事業」として単一の報告セグメントに変更しております。

(6) 主要な事業所等 (2023年8月31日現在)

名称		所在地
当社	本社	東京都千代田区
当社	大阪支社	大阪府大阪市
当社	札幌支社	北海道札幌市
当社	福岡支社	福岡県福岡市
霞ヶ関パートナーズ株式会社	本社	東京都千代田区
霞ヶ関投資顧問株式会社	本社	東京都千代田区
霞ヶ関アセットマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区
Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ王国バンコク都
PT. Kasumigaseki Development Indonesia	本社	インドネシア王国ジャカルタ特別州
KC Technologies株式会社	本社	東京都千代田区
匿名組合Alpha Energy 3	本社	東京都港区
メゾンドツーリズム京都株式会社	本社	京都府京都市
霞ヶ関アグリ合同会社	本社	鹿児島県曾於市
ロジフラグ・デベロップメント株式会社	本社	東京都千代田区
合同会社LF Solar	本社	東京都千代田区

名称		所在地
KC peaks合同会社	本社	東京都千代田区
KC-Welfare株式会社	本社	東京都千代田区
合同会社KC Healthcare 1	本社	北海道札幌市
合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト	本社	北海道札幌市
KASUMIGASEKI MIDDLE EAST PROJECT MANAGEMENT L.L.C	本社	アラブ首長国連邦ドバイ首長国
LOGI FLAG投資事業有限責任組合	本社	東京都千代田区

(注) 2023年2月1日付で、福岡支社を開設いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
190 (39)	50 (33)

- (注) 1. 従業員数は当社及び連結子会社の就業人数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 1年間で50名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。
3. 当社グループは不動産コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
164 (6)	45 (5)	37.6	1.9

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 1年間で45名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
オリックス銀行株式会社	5,200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	4,296,154千円
株式会社滋賀銀行	2,750,835千円
株式会社みずほ銀行	2,750,000千円
株式会社中国銀行	2,750,000千円
株式会社三十三銀行	1,672,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は2023年9月29日に株式会社東京証券取引所の承認を受け、2023年10月6日をもちまして、当社株式が東証グロース市場から東証プライム市場へ上場市場区分を変更いたしました。

2. 株式の状況 (2023年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(2) 発行済株式の総数 8,195,620株

- (注) 1. 2023年5月31日付の当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数が13,900株増加しております。
2. 2022年9月1日から2023年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式の総数が25,200株増加しております。
3. 発行済株式の総数には、自己株式19,291株が含まれております。

(3) 株主数 5,635名 (前期末比1,316名減)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
小川 潤之	2,520,080	30.82
河本 幸士郎	845,600	10.34
DAIWA CM SINGAPORE LTD- NOMINEE ROBERT LUKE COLLICK	230,000	2.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	203,100	2.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	117,867	1.44
JPモルガン証券株式会社	107,100	1.31
廣瀬 一成	104,200	1.27
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	84,900	1.04
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	84,500	1.03
小澤 幹生	84,300	1.03

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項

2022年7月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数	当社普通株式 177,600株
取得価額の総額	499,914,400円
取得した期間	2022年7月4日から2022年9月30日まで
取得理由	当社取締役及び従業員に対して交付する譲渡制限付株式及びストックオプションへの充当等、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小川 潤之	—
代表取締役社長	河本 幸士郎	—
取締役副社長	杉本 亮	物流事業本部長 ロジフラッグ・デバロプメント株式会社代表取締役社長
取締役	廣瀬 一成	管理本部長
取締役	緒方 秀和	投資運用本部長 霞ヶ関パートナーズ株式会社代表取締役社長 KC Technologies株式会社代表取締役社長 合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト職務執行者 メゾンドーツーリズム京都株式会社代表取締役社長
取締役	森 一雄	株式会社ナビック社外監査役
取締役	原 雅彦	株式会社Robot Home社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 敏夫	—
取締役 (監査等委員)	戸田 千史	—
取締役 (監査等委員)	青山 大樹	森・濱田松本法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	福原 あゆみ	長島・大野・常松法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	宗像 雄一郎	シナネンホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役森一雄氏及び取締役原雅彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 佐々木敏夫氏、取締役 (監査等委員) 戸田千史氏、取締役 (監査等委員) 青山大樹氏、取締役 (監査等委員) 福原あゆみ氏及び取締役 (監査等委員) 宗像雄一郎氏の5氏は、社外取締役 (監査等委員) であります。
3. 取締役 (監査等委員) 宗像雄一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役森一雄氏、取締役原雅彦氏、取締役 (常勤監査等委員) 佐々木敏夫氏、取締役 (監査等委員) 戸田千史氏及び取締役 (監査等委員) 宗像雄一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐々木敏夫氏を常勤の監査等委員として選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森一雄氏、社外取締役原雅彦氏、社外取締役（監査等委員）戸田千史氏、社外取締役（監査等委員）青山大樹氏、社外取締役（監査等委員）福原あゆみ氏及び社外取締役（監査等委員）宗像雄一郎氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の役員、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として「役員報酬の決定に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

概要は以下のとおりです。

1. 役員報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）別の体系とする。
2. 役員報酬は、役割・責務等に応じた月毎に支給する定額の金銭報酬（固定報酬）とし、体系別に定める。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬（株式報酬）は、譲渡制限付株式報酬（事前交付型）及びストック・オプションとする。

（固定報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、株主総会において承認された年額500,000千円以内（うち社外取締役は50,000千円以内。）で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。

（株式報酬）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬は、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入し、固定報酬枠とは別枠で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。

4. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、固定報酬を基本報酬とし、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える必要があると取締役会で判断した場合に、年額50,000千円以内で譲渡制限付株式報酬額及び年額450,000千円以内でストック・オプション報酬額の決定を取締役会で行う。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	335,264 (14,100)	299,100 (14,100)	－ (－)	36,164 (－)	7 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	32,700 (32,700)	32,700 (32,700)	－ (－)	－ (－)	5 (5)
合計 （うち社外役員）	367,964 (46,800)	331,800 (46,800)	－ (－)	36,164 (－)	12 (7)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年11月29日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役は50,000千円以内。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年11月29日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度について、2021年11月29日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
4. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）のストック・オプション報酬制度について、2021年11月29日開催の定時株主総会において、年額450,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
5. 上記の非金銭報酬等の総額は、ストック・オプション報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。割当の際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度の末日における役員の保有状況は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載の「その他の電子提供措置事項」の事業報告「新株予約権等の状況（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬の支給はありません。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役森一雄氏は、株式会社ナビックの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役原雅彦氏は、株式会社Robot Home社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）青山大樹氏は、森・濱田松本法律事務所パートナーであります。当社は、森・濱田松本法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

・取締役（監査等委員）福原あゆみ氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）宗像雄一郎氏は、シナネンホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 一雄	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンス向上に大いに寄与されております。
取締役	原 雅彦	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、財政・金融分野での豊富な経験と知見と、会社経営の責任を担った経験を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンス向上に大いに寄与されております。

役職	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	佐々木 敏夫	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、議案の審議に必要な発言をする等、企業経営分野に係わる専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	戸田 千史	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、議案の審議に必要な発言をする等、経営者としての豊富な経験と金融業界及び不動産業界における幅広い見識を基に、企業経営分野に係わる専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	青山 大樹	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	福原 あゆみ	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	宗像 雄一郎	2022年11月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づく書面による取締役会決議が9回ありました。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,350,473	流 動 負 債	16,166,882
現金及び預金	5,897,585	短期借入金	6,408,176
売掛金	265,675	1年内償還予定の社債	165,400
契約資産	185,916	1年内返済予定の長期借入金	6,378,499
開発事業等支出金	6,240,438	リース債務	71,521
販売用不動産	23,170,335	未払金	875,454
前払金	996,301	未払費用	55,339
預け金	5,321	未払法人税等	1,398,487
その他	602,833	賞与引当金	271,202
貸倒引当金	△13,934	災害損失引当金	23,300
		株主優待引当金	78,805
固 定 資 産	6,418,528	その他	440,694
有形固定資産	2,382,933	固 定 負 債	15,932,164
建物及び構築物	814,059	社債	281,500
機械装置及び運搬具	434,737	長期借入金	14,867,794
工具、器具及び備品	133,218	リース債務	111,206
土地	607,735	繰延税金負債	358,408
リース資産	314,491	資産除去債務	163,440
建設仮勘定	78,691	長期預り敷金	84,384
無形固定資産	78,719	長期預り金	4,180
リース資産	1,609	企業結合に係る特定勘定	13,755
その他	77,110	その他	47,495
投資その他の資産	3,956,875	負 債 合 計	32,099,046
投資有価証券	1,658,569	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	425,417	株 主 資 本	11,106,627
その他	1,872,888	資本金	3,549,651
繰 延 資 産	11,202	資本剰余金	3,453,440
社債発行費	11,202	利益剰余金	4,145,678
資 産 合 計	43,780,204	自己株式	△42,142
		その他の包括利益累計額	△56,967
		為替換算調整勘定	△56,967
		新 株 予 約 権	134,794
		非支配株主持分	496,703
		純 資 産 合 計	11,681,158
		負 債 純 資 産 合 計	43,780,204

連結損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	37,282,535
売上原価	27,183,306
売上総利益	10,099,228
販売費及び一般管理費	5,656,525
営業利益	4,442,703
受取利息	3,277
為替差益	228,292
雑収入	17,717
営業外費用	249,287
支払利息	370,613
レンタル手数料	118,209
支払手数料	72,607
その他	11,251
経常利益	572,682
特別利益	4,119,308
固定資産売却益	20,868
投資有価証券売却益	5,785
関係会社出資金売却益	7,674
災害損失引当金戻入額	5,457
新株予約権戻入益	5,769
特別損失	45,555
固定資産除売却損失	124
災害による損失	191,543
税金等調整前当期純利益	191,667
法人税、住民税及び事業税	1,612,663
法人税等調整額	△125,637
当期純利益	3,973,196
当期中間純利益	2,486,170
非支配株主に帰属する当期純利益	435,479
親会社株主に帰属する当期純利益	2,050,691

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,132,021	流動負債	15,106,982
現金及び預金	3,259,226	短期借入金	6,408,176
売掛金	89,746	1年内償還予定の社債	165,400
約束手形	185,916	1年内返済予定の長期借入金	6,314,032
開発事業等支出金	219,736	リース債務	69,798
販売用不動産	19,228,653	未払金	834,931
前払費用	873,493	未払費用	63,806
前払費用	363,486	未払法人税等	590,482
1年内回収予定の長期貸付金	4,735,600	契約負債	52,393
立替金	3,070,403	預り金	182,439
預け金	4,068	預り敷金	48,660
その他金	102,073	賞与引当金	271,202
貸倒引当金	△384	災害損失引当金	23,300
固定資産	6,495,962	株主優待引当金	78,805
有形固定資産	1,815,134	その他の	3,553
建物	647,773	固定負債	13,436,502
構築物	2,888	社債	281,500
機械及び装置	59,298	長期借入金	12,824,822
車両運搬具	80,849	リース債務	78,612
工具、器具及び備品	73,162	資産除去債務	163,003
土地	592,371	長期預り敷金	84,384
建設仮勘定	280,099	その他	4,180
無形固定資産	57,450	負債合計	28,543,485
借地権	51,308	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,644	株主資本	9,960,907
リース資産	1,609	資本金	3,549,651
その他	1,888	資本剰余金	3,454,650
投資その他の資産	4,623,377	資本準備金	3,454,650
投資有価証券	888,984	利益剰余金	2,998,749
出資	110,127	その他利益剰余金	2,998,749
関係会社株式	1,701,159	繰越利益剰余金	2,998,749
関係会社出資金	464,921	自己株式	△42,142
長期貸付金	702,185	新株予約権	134,794
長期前払費用	177,747	純資産合計	10,095,701
繰延税金資産	317,415	負債・純資産合計	38,639,187
その他金	506,371		
貸倒引当金	△245,534		
繰延資産	11,202		
社債発行費	11,202		
資産合計	38,639,187		

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	高価		33,130,247
売上	利益		25,384,060
販売費	一般管理費		7,746,187
営業	外		5,059,502
受取	利息		2,686,684
為替	及び	37,303	
雑	差	20,379	
営業	費用	7,530	65,212
支社	利息	341,956	
社債	利息	1,308	
アレ	償却	3,465	
ン	手数料	102,999	
支	手数料	67,233	516,963
経	利益		2,234,934
特	益		
固	売却	19,874	
定	戻入	10,495	
投資	戻入	5,457	
災害	戻入	5,769	41,596
新株	戻入		
予	戻入		
約	戻入		
権	戻入		
損	戻入		
別	戻入		
固	売却	124	
定	損	191,543	
資	損失	10,495	
産	損失	2,000	
除	売却	245,534	449,696
る	戻入		
損	戻入		
害	戻入		
に	戻入		
よ	戻入		
る	戻入		
損	戻入		
失	戻入		
社	戻入		
株	戻入		
式	戻入		
評	戻入		
価	戻入		
損	戻入		
額	戻入		
2,000	戻入		
売却	戻入		
戻入	戻入		
額	戻入		
449,696	戻入		
税	戻入		
引	戻入		
前	戻入		
当	戻入		
期	戻入		
純	戻入		
利	戻入		
益	戻入		
1,826,833	戻入		
税	戻入		
人	戻入		
税	戻入		
、	戻入		
住	戻入		
民	戻入		
税	戻入		
及	戻入		
び	戻入		
事	戻入		
業	戻入		
税	戻入		
額	戻入		
800,994	戻入		
△60,026	戻入		
740,967	戻入		
1,085,865	戻入		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

霞ヶ関キャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行員	公認会計士	岩 崎	剛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行員	公認会計士	内 野	福 道 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

霞ヶ関キャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行員
指定有限責任社員
業務執行員

公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

公認会計士 内 野 福 道 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか否かを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月23日

霞ヶ関キャピタル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐々木 敏 夫 ㊟

監査等委員 戸田 千史 ㊟

監査等委員 青山 大樹 ㊟

監査等委員 福原 あゆみ ㊟

監査等委員 宗 像 雄一郎 ㊟

(注) 上記監査等委員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

